

教学第 号
平成26年 月 日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育長
(公印省略)

小・中学校における「土曜授業」の実施について（通知）

本県の小・中学校においては、現在、土曜日等に学校週5日制の趣旨を生かした教育活動が展開されているところですが、今回、文部科学省が学校教育法施行規則の改正を行い、設置者の主体的な判断で土曜日等に授業を実施することが可能である旨がより明確になりました。

そこで、県教育委員会では、子供たちの土曜日等の教育環境を一層充実させるとともに、子供たちの確かな学力、豊かな心、健やかな体などの「生きる力」の育成に資する観点に立ち、「土曜授業」の実施に係る基本方針等を下記のとおりまとめました。

つきましては、貴教育委員会の判断で、管下の小・中学校が「土曜授業」を実施する場合、適切に対応くださるようお願いします。

※「土曜授業」とは、児童生徒の代休日を設けずに土曜日等を活用して教育課程内の学校教育活動を行うものを指す。

※土曜日等とは、土曜日と日曜日を指す。（祝日を除く）

記

1 基本方針

小・中学校において、学校・家庭・地域の連携により、全体として子供たちの土曜日等の教育環境を充実させることは重要である。

そこで、学校において子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つである「土曜授業」を実施する場合には、学校や地域の実情、子供たちの負担等も考慮し、設置者において、適切に判断した上で実施するものとする。

なお、保護者、地域住民、関係団体等に対して、当該学校又は市町村教育委員会から、その趣旨を十分に説明するとともに、理解を得るものとする。

2 内容

- (1) 「徳島県学校マネジメント・学力向上実行プラン」に示された学力の向上を図る授業
- (2) 開かれた学校づくりの一環として、保護者・地域住民等への公開授業
- (3) 保護者・地域住民等との連携による授業 等

3 実施上の留意点

- (1) 実施回数は、学校週5日制の趣旨及び児童生徒の身体的負担等を考慮し、月2回を上限とすること。
- (2) 授業の実施時間は、原則として、土曜日の半日単位とすること。
- (3) 現に実施されている社会教育団体、スポーツ団体等の事業・行事に配慮すること。
- (4) 教育課程に位置付けることとし、年度途中に計画を変更して実施する場合には、時間的余裕を持って対外的な周知に努めること。
- (5) 教育職員の勤務については、「週休日の振替期間の特例について(通知)」(平成22.3.17教教第787号)により、適切に振替の措置を行うこと。また、教職員の負担に留意するとともに、振替日等が設定しやすいよう長期休業期間中の行事、研修等について配慮すること。
- (6) 平成25年11月29日付け25文科初第977号に示されている「第3 留意事項」を踏まえること。

教学第 号
平成26年 月 日

各県立中学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

県立中学校における「土曜授業」の実施について（通知）

本県の県立中学校においては、現在、土曜日等に学校週5日制の趣旨を生かした教育活動が展開されているところですが、今回、文部科学省が学校教育法施行規則の改正を行い、設置者の主体的な判断で土曜日等に授業を実施することが可能である旨がより明確になりました。

そこで、県教育委員会では、子供たちの土曜日等の教育環境を一層充実させるとともに、子供たちの確かな学力、豊かな心、健やかな体などの「生きる力」の育成に資する観点に立ち、「土曜授業」の実施に係る基本方針等を下記のとおりまとめました。

つきましては、県立学校規則に沿って各県立中学校で「土曜授業」を実施する場合、適切に対応をお願いします。

※「土曜授業」とは、生徒の代休日を設けずに土曜日等を活用して教育課程内の学校教育活動を行うものを指す。

※土曜日等とは、土曜日と日曜日を指す。（祝日を除く）

記

1 基本方針

中学校において、学校・家庭・地域の連携により、全体として子供たちの土曜日等の教育環境を充実させることは重要である。

そこで、学校において子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つである「土曜授業」を実施する場合には、学校や地域の実情、子供たちの負担等も考慮し、適切に判断した上で実施するものとする。

なお、保護者、地域住民、関係団体等に対して、その趣旨を十分に説明するとともに、理解を得るものとする。

2 内容

- (1) 「徳島県学校マネジメント・学力向上実行プラン」に示された学力の向上を図る授業
- (2) 開かれた学校づくりの一環として、保護者・地域住民等への公開授業
- (3) 保護者・地域住民等との連携による授業 等

3 実施上の留意点

- (1) 実施回数は、学校週5日制の趣旨及び生徒の身体的負担等を考慮し、月2回を上限とすること。
- (2) 授業の実施時間は、原則として、土曜日の半日単位とすること。
- (3) 現に実施されている体育・文化等の事業・行事に配慮すること。
- (4) 教育課程に位置付けることとし、年度途中に計画を変更して実施する場合には、時間的余裕を持って対外的な周知に努めること。
- (5) 教育職員の勤務については、適切な配慮を行うこと。
- (6) 県立学校規則に沿い、届出を行うこと。
- (7) 平成25年11月29日付け25文科初第977号に示されている「第3 留意事項」を踏まえること。

教学第 号
平成26年 月 日

各県立高等学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

県立高等学校における「土曜授業」の実施について（通知）

本県の高等学校においては、現在、土曜日等に学校週5日制の趣旨を生かした教育活動が展開されているところですが、今回、文部科学省が学校教育法施行規則の改正を行い、設置者の主体的な判断で土曜日等に授業を実施することが可能である旨がより明確になりました。

そこで、県教育委員会では、生徒の土曜日等の教育環境を一層充実させるとともに、生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体などの「生きる力」の育成に資する観点に立ち、「土曜授業」の実施に係る基本方針等を下記のとおりまとめました。

つきましては、県立学校規則に沿って各高等学校で「土曜授業」を実施する場合、適切に対応をお願いします。

※「土曜授業」とは、生徒の代休日を設げずに土曜日等を活用して教育課程内の学校教育活動を行うものを指す。

※土曜日等とは、土曜日と日曜日を指す。（祝日を除く）

記

1 基本方針

高等学校において、学校・家庭・地域の連携により、全体として生徒の土曜日等の教育環境を充実させることは重要である。

そこで、学校において生徒に土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つである「土曜授業」を実施する場合には、学校や地域の実情、生徒の負担等も考慮し、適切に判断した上で実施するものとする。

なお、保護者、地域住民、関係団体等に対して、その趣旨を十分に説明するとともに、理解を得るものとする。

2 内容

- (1) 学力の向上を図る授業
- (2) 開かれた学校づくりの一環として、保護者・地域住民等への公開授業
- (3) 保護者・地域住民等との連携による授業 等

3 実施上の留意点

- (1) 実施回数は、学校週5日制の趣旨及び生徒の身体的負担等を考慮し、月2回を上限とすること。
- (2) 授業の実施時間は、原則として、土曜日の半日単位とすること。
- (3) 現に実施されている体育・文化等の事業・行事に配慮すること。
- (4) 教育課程に位置付けるとともに、対外的な周知に努めること。
- (5) 教育職員の勤務については、適切な配慮を行うこと。
- (6) 県立学校規則に沿い、届出を行うこと。
- (7) 平成25年11月29日付け25文科初第977号に示されている「第3 留意事項」を踏まえること。